

看護学教育モデル・コア・カリキュラムと改訂の経緯

令和7年7月30日

文部科学省高等教育局医学教育課

本日の内容

1. 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの策定
2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の経緯
3. 看護教育モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版の概要
4. 我が国の「知の総和」の向上の未来像 ～高等教育システムの再構築
～ と新たな認証評価制度

本日の内容

1. 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの策定
2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の経緯
3. 看護教育モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版の概要
4. 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～
と新たな認証評価制度

医学、歯学、薬学、看護学のコアカリ策定・改訂の変遷



1.「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」の策定

1)「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」(平成29年)とは

- 全国の看護系大学が学士課程における看護師養成教育において共通して取り組むべき内容を抽出し、各大学のカリキュラム作成の参考となるよう学修目標を提示
- 最終的な学修目標はいわゆるコンピテンシーの獲得を目的とした記載とした
- 学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の看護実践能力について、その修得のための具体的学修目標を、学修時間数の3分の2程度になるように精選し示したもの

1. 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」の策定

2) 策定の背景

(1) 看護系大学の現状

「看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年）」

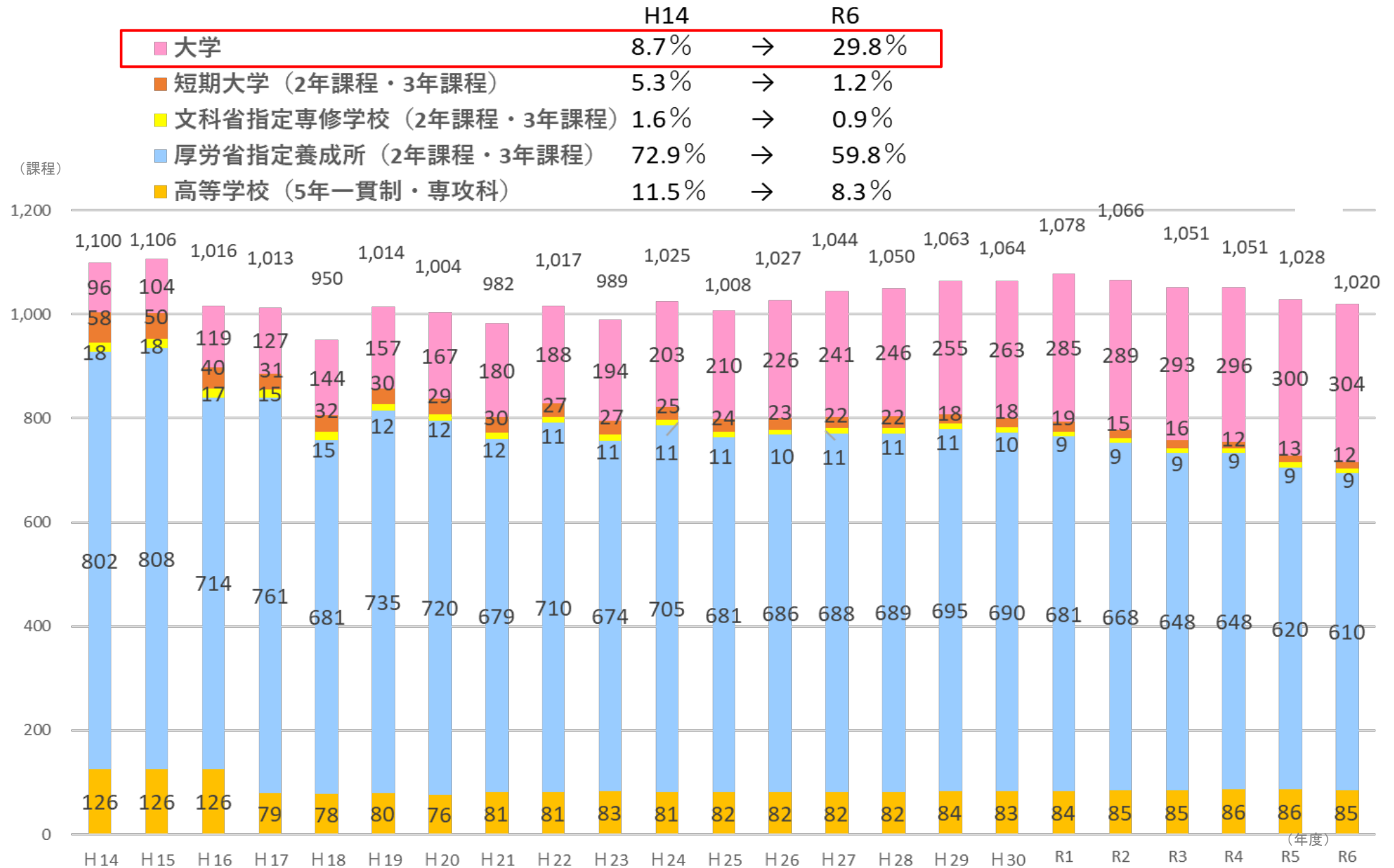
- 人口の高齢化、疾病構造の変化、医学・医療の高度化・専門化、在宅医療の推進等看護教育を取り巻く環境の変化により、看護学教育の充実や質の高い教育者の確保を図る観点等から、大学・大学院の改善・充実を促進



看護系大学の急増

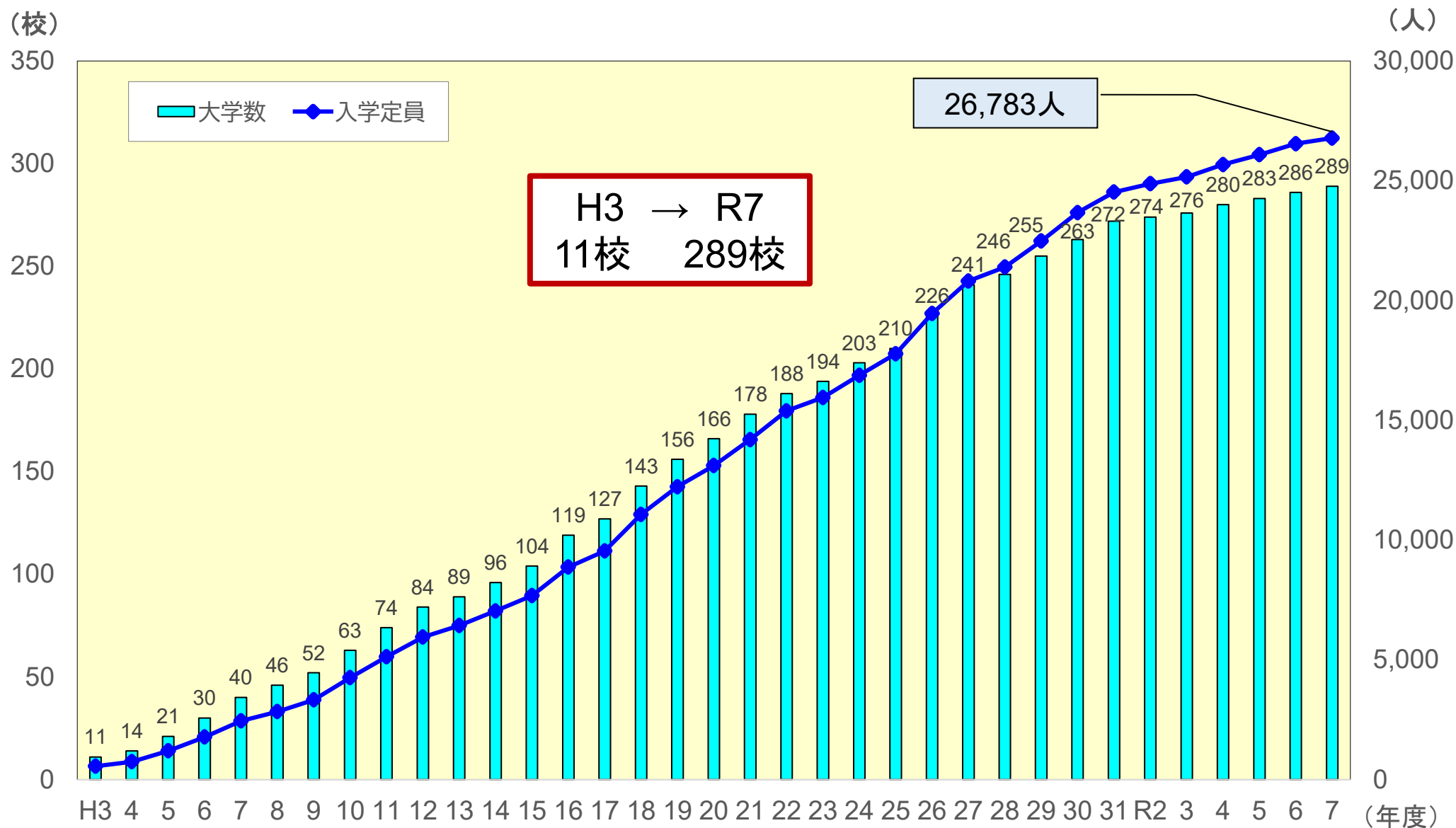
- 看護系大学の増加による教員の異動と教育水準の維持向上が課題

看護師学校・養成所の養成課程数の推移（令和6年度）



* 医療関係技術者養成学校一覧(文部科学省高等教育局医学教育課)より作成

看護系大学数及び入学定員の推移（令和7年度）



令和7年度の教育課程数は289大学、307課程(1大学で複数の教育課程を有する大学がある)

(文部科学省高等教育局医学教育課調べ)

1. 「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」の策定

(2) 大学における看護学教育の質保証

「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」(平成23年)

- 平成23年以降、地域包括ケアシステムの構築、チーム医療の推進、医療安全などの医療提供体制が変化し、**看護師にはこれまで以上に多様な場で状況に応じた適切な対応ができる看護実践能力が求められ、学士課程教育の内容の充実を図ることが必要**
- 保健師養成の在り方と看護系大学の人材養成の在り方及び学士課程で学生が身に付けるべき能力について検討し、**「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」を策定**し、学士課程で養成される看護系人材が共通して身に付けるべき5つの能力群と20の看護実践能力を明示した

看護学教育モデル・コア・カリキュラム

平成28年10月から有識者会議を設置し、大学の学士課程における看護師養成教育の充実と社会に対する質保証に資するため「モデル・コア・カリキュラム」の策定に向けて検討
パブリックコメントの結果も踏まえとりまとめ、**平成29年10月公表**。各大学でカリキュラムの検討開始
平成31年度から、各大学において「モデル・コア・カリキュラム」を踏まえたカリキュラムが順次開始

本日の内容

1. 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの策定
2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の経緯
3. 看護教育モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版の概要
4. 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～
と新たな認証評価制度

2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の経緯

1) 日本の看護学教育を取り巻く背景

- 生産年齢人口の減少は加速、総人口は減少傾向し、全世代への急性期から慢性期を含めた一体的な地域医療提供体制の構築、地域共生社会の実現が必要
- 救急医療や地域医療における、医療機関の役割分担や連携が不十分である
- 「看護師の特定行為研修制度」の修了者が十分に増えていない
- 令和6年度以降、医師に対し時間外労働の上限規制が適用
- 医療DX化の推進、遠隔診療の拡大やロボット活用による医療の質向上と効率化

2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の経緯

1) 日本の看護学教育を取り巻く背景

○ コンピテンシー基盤型教育

2008 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」

専攻分野を通じて培う**学士力**(分野横断的に、我が国の学士課程教育が共通して目指す学習成果)を提示

2018 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」

学修者本位の教育への転換

個々の学生の学修成果の可視化

2020 「教学マネジメント指針」

学修者本位の教育の実現を図るための**大学の運営の在り方を提示**

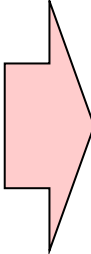
2022 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について(第一次提言)」教育未来創造会議

「出口での質保証」の強化

2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の経緯

2) 看護系大学カリキュラムの指針

- ・ 看護学教育モデル・コア・カリキュラム（平成29年）
- ・ 「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」
（平成30年）



コンピテンシー基盤型教育を実現するためのモデル・コア・カリキュラムとして1本化する

社会のニーズに合わせ将来を見据えた看護系人材育成を可能とする
内容に改訂する

看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）

令和7年3月17日公表

令和7年度を周知期間とし、令和8年度入学生から順次適用開始予定

本日の内容

1. 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの策定
2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の経緯
- 3. 看護教育モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版の概要**
4. 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～
と新たな認証評価制度

看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）概要

- 看護学士課程における看護師養成のための教育に、共通して取り組むべきコアとなる内容。
- 学士課程におけるコンピテンシー基盤型教育を目指し、学生が卒業時点までに必要とされる資質・能力の全体像を4階層に構造化して示すもの。

看護学士課程の「教育の質の保証」として、卒業時点に学生が身に付けた能力を可視化し、保証することが求められている。
コンピテンシー基盤型のカリキュラムに基づくアウトカム評価が求められ、**コンピテンシー基盤型教育**への転換が必要である。

コンピテンシー基盤型教育への潮流

- 2040年に向けて、予測不可能な時代を生きる人材像として、普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付け、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的な思考力をもって社会を改善していく資質を有する人材が示された。
- DP,CP,APに基づく学修目標の具体化、カリキュラムの編成・実施、学修成果・教育成果の把握・可視化、情報公表が求められた。
- 大学は、学修者本位の教育への転換によって、アウトカム評価に基づき卒業時に身に付ける能力の保証が求められた。



看護学教育モデル・コア・カリキュラム 改訂の基本方針

1. 2040年の社会を見据え、全世代を対象とした地域包括ケアシステム、地域医療構想、地域共生社会において、看護系人材として求められる資質・能力の改訂
2. 地域医療構想が推進される中、多様な場面（医療施設、在宅、介護保険施設、事業所、医療的ケア児、新興感染症や大規模災害発生時等）で看護の専門性を発揮できる人材養成
3. 今後さらに重要となる在宅医療や急性期医療を支え、多職種連携の中で看護の専門性を発揮するために、特定行為研修に定められているような高度な看護実践の基盤となる知識の獲得
4. 看護援助技術の確実な習得のための、演習・実習の効果的な方法（臨地で学修すべき部分とシミュレーション教育でも学修可能な部分等）、実習施設との連携の方略の提示
5. Society 5.0 社会における情報・科学技術を看護に活用する能力の獲得
6. コンピテンシー（資質・能力）をベースとした学修目標の再編成と学修方略・評価の明示
7. 看護学教育におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の活用
8. 電子化等による、教育者、学習者にとっての活用しやすさの向上

看護学教育モデル・コア・カリキュラム（令和6年度改訂版）

看護教育モデル・コア・カリキュラムの考え方(本文一部抜粋)

5.看護系大学における活用

今回の改訂では、看護学士課程の学生が身に付けるべき資質・能力を調査研究にて網羅的に明らかにし、看護学士課程の学生が獲得する必要のある756の資質・能力を構造化し、11の基本的な資質・能力の枠組みで示した。さらに、到達時期と達成水準及び臨地実習における指導体制と委託の程度が併せて示された。カリキュラムを編成するにあたっては、各資質・能力の重みづけ、資質・能力を獲得するための授業科目等の設定、教育手法、履修順序等につき、各大学のDP・CP・AP等に基づいて自主的・自律的に決定するものである。

どの資質能力をどのように配置するかによって、各大学の理念や特長・独自性が反映されるものであるが、今回の改訂内容を参考にして756の資質・能力は取り入れることが望まれる。到達度及び臨地実習における指導体制と委託の程度は、各大学の実習環境等を考慮して、参照することもできる。ただし、各大学の到達度の設定は臨地実習時点の学生の資質・能力に反映されるため、各大学はその方針について説明し、公開することが望まれる。

ブループリントは、本来であれば、資質・能力を獲得するための教育内容の、重みづけの標準となるものを示すべきところ、調査研究の手法や時間の限界から標準を示すには至らなかった。今回のモデル・コア・カリキュラムの改訂においては、調査研究において整理した「インタビューデータの中で、どの資質・能力に対してどの程度言及されたかの比率を示したものを」を調査研究の研究結果として別表に掲載した。この研究結果は、重みづけの標準を示すものではないことに留意して、各大学において自主的、自律的に重みづけを決定していただきたい。

全体の学修時間の3分の1程度においては各大学における特色のある独自の教育を行うことも重要である。また、それぞれの大学において重要な特定の資質・能力に対し、重みづけして配置することもできる。さらに、看護学教育におけるコンピテンシー基盤型教育を推進していくために、学修方略として、学生が複数の資質・能力を結集・統合させることができるパフォーマンス課題を提示することを、カリキュラムや評価に設けることを期待したい。

実習ガイドラインについて

臨地実習は、学生がコンピテンシーを獲得する重要な機会であるため、臨地実習ガイドラインにアウトカムを設定し、評価及び測定方法を提示することが必要

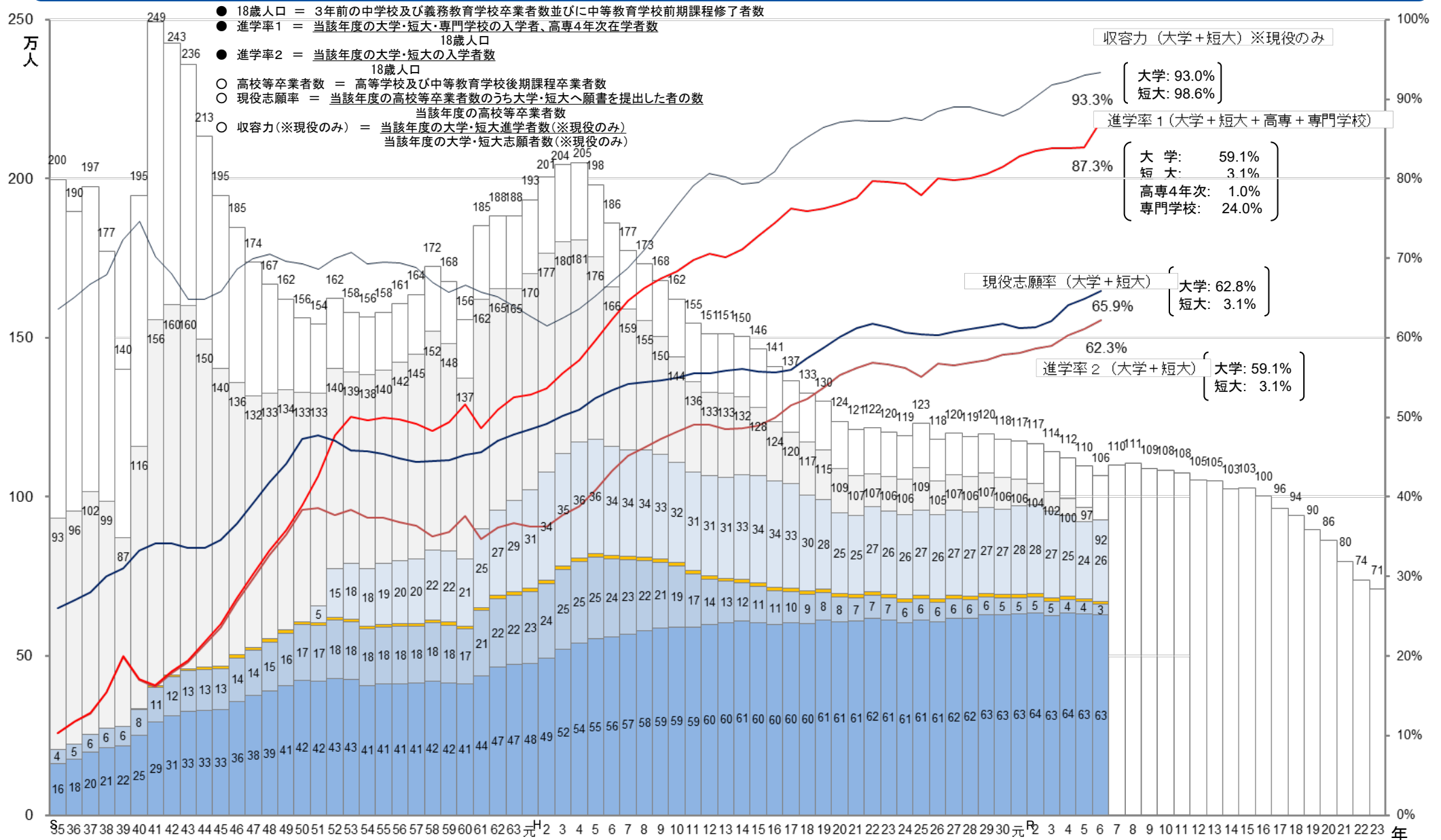
→「看護学実習ガイドライン」（2020）を臨地実習の質を保証する明確なアウトカムとして改訂する必要がある

本日の内容

1. 看護学教育モデル・コア・カリキュラムの策定
2. 看護学教育モデル・コア・カリキュラム改訂の経緯
3. 看護教育モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版の概要
4. 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～
と新たな認証評価制度

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、ピークであった昭和41年には、約249万人であったが、令和6年には106万人にまで減少。令和23年には71万人にまで減少することが予測されている。高等教育機関への進学率は概ね上昇を続け、令和6年には大学のみで59.1%、全体で87.3%となっている。



出典: 文部科学省「学校基本統計」。令和7～23年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)(出生低位・死亡低位)」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）：文部科学省より

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学者数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人**（約27%減）
（出生低位・死亡低位） (2021) (2035) (2040)

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ（well-being）の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と**協働**しながら、課題を**発見**し**解決**に導く、学び続ける人材

高等教育が目指す姿

我が国の「知の総和」の向上

- ▶ 目指す未来像の実現のためには、「知の総和」（数×能力）を向上することが必須
- ▶ 「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

「質」の向上：教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模」の適正化：社会的に適切かつ必要な高等教育機会の量的な確保

「アクセス」確保：地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的（価値）は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「アクセス」確保策を講じるとともに、「規模」の縮小をカバーし、知の総和を向上するために教育研究の「質」を高める

重視すべき観点

①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成（**文理横断・融合教育**等）
- イ. **成長分野**を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. **デジタル化**の推進（AI活用等）
- エ. 国際競争の中での**研究力**強化

②学生への支援の観点

- ア. 学生の**多様性・流動性**の向上（留学生、社会人、障害のある学生等）
- イ. 学生への**経済的支援**充実（社会全体で支える学生の学び）

③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の**多様性**確保
- イ. 高等教育機関の**運営基盤**の確立（ガバナンス改革等）
- ウ. **国際化**の推進（留学モビリティ拡大等）

④社会の中における機関の観点

- ア. **社会**との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした**地方創生**の推進
- ウ. **初等中等教育**との接続の強化
- エ. **情報公表**による信頼獲得

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨②

中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア. 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
- 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
 - 「**出口における質保証**」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与 等
 - 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ. 新たな質保証・向上システムの構築
- 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
 - 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

- ア. 多様な学生の受入れ促進
- 多面的・総合的な入学者選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し** 等
 - 障害のある学生への支援 等
- イ. 留学モビリティ拡大
- 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度改善** 等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化 等
- ウ. 社会人の学びの場の拡大
- 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
 - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ. 通信教育課程の質の向上
- 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方の見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討 等

3 大学院教育の改革

- ア. 質の高い大学院教育の推進
- 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築(特に自然科学系)等
 - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）** 等
- イ. 幅広いキャリアパスの開拓推進
- 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進 等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - 大学共同利用機関等の機能強化 等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - 形式的な会議の見直し 等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map(ユニマップ）（仮称））**の構築
- 全国学生調査の活用



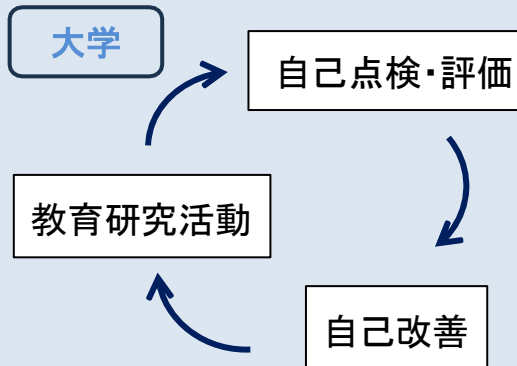
<参考 1> 新たな評価制度への移行・データベース構築（イメージ）

現行の仕組み

制度見直しのイメージ

各大学の学内での取組 （内部質保証）

質の改善に向けた組織的な活動の実施



現在の内部質保証システムの充実を図りつつ、新たな第三者評価への連動・活用を通じて内部質保証制度の更なる実質化を図る

第三者評価

現在の認証評価

対象：大学の教育研究等の総合的な状況（**機関別評価**）

結果：大学評価基準への適合状況を評価（適合・不適合）

新たな評価制度

対象：**学部・研究科等**

結果：教育の質を数段階で示す
・定性的評価
・教育情報データベースを活用した定量的評価

社会へのアカウンタビリティ

・大学自らの情報公表

・大学ポートレート（※）による各大学ごとの教育情報の公表

※各大学間の比較不可

・認証評価機関における認証評価結果の公表

・**大学自らの情報公表の充実**

・国民が分かりやすい評価結果の公表

・新たな評価におけるデータベースと連携した新たなデータプラットフォーム（※）の構築

※**各大学間の比較可能**

⇒学修者や進学希望者が各大学の教育力を把握できるような情報を公表

・全国学生調査の結果のフィードバック

新たな評価制度への移行を通じて、事務手続等の負担軽減を実施

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方 ワーキンググループについて①

1. 設置の目的

「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日中央教育審議会答申)を受けて、高等教育機関における教育研究の「質」の更なる高度化を図るために具体的な方策を検討する必要があることから、令和7年4月23日に中央教育審議会大学分科会に質向上・質保証システム部会(以下「部会」という。)が設置され、設置基準や設置認可審査、教学マネジメント、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質向上・質保証システムについて検討することとされた。

特に、**高等教育機関の評価の在り方**については、平成16年から、学校教育法に基づいて、国公私全ての大学、短期大学、高等専門学校に対して、定期的に文部科学大臣の認証を受けた**認証評価機関が第三者評価を行う認証評価制度が設けられている**とともに、大学の教育情報の活用・公表のために平成27年から「大学ポートレート」が開始されているなど、これまで教育研究を社会で評価できるように様々な取組が進められてきているところである。改めて**現在の制度の趣旨・現状を分析するとともに、課題を整理した上で、今後の在り方を検討することが必要**となる。このため、中央教育審議会令第6条第4項及び中央教育審議会運営規則第4条第5項の規定に基づき、**部会の下に「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ」を設置する。**

2. 主な検討事項

- (1) 第三者評価である認証評価制度の在り方について
- (2) 認証評価制度の在り方を踏まえた、内部質保証の在り方について
- (3) 高等教育機関の教育情報の取扱いについて
- (4) その他

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方 ワーキンググループについて

3. 委員名簿

浅田 尚紀	奈良県立大学名誉教授
笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
葛城 浩一	神戸大学 大学教育推進機構 大学教育研究センター、教学 IR 研究部門 准教授
小林 浩	リクルート進学総研所長、カレッジマネジメント編集長
斎藤 有吾	新潟大学 教育基盤機構、教学マネジメント部門 准教授
鳶田 敏行	大学改革支援・学位授与機構研究開発部教授
中村 真理子	東京慈恵会医科大学教育センター長
林 隆之	政策研究大学院大学教授
松浦 良充	慶應義塾大学 教学マネジメント推進センター長
溝口 侑	関西大学教育推進部特任准教授
森 朋子	桐蔭横浜大学長

4. 審議経過及び当面のスケジュールについて

第1回 5月12日（月）16:00～18:00

- ・主査の選任等、質保証及び情報公開等に関する現状説明を実施。

第2回 5月28日（水）13:00～15:00

- ・各認証評価機関からのヒアリングを実施。

第3回 6月10日（火）15:00～17:30

- ・評価を受ける機関を代表する団体等からのヒアリングを実施。

第4回 7月3日（木）13:00～15:30

- ・評価を活用する団体等からのヒアリング、海外の第三者評価の状況に関する委員からの報告。

第5回 7月28日（月）13:00～15:00

- ・経済団体からのヒアリング、これまでの議論を整理

第6回 8月4日（月）13:00～15:00

- ・これまでの議論の整理を予定

○ 国家試験がある分野の学習成果は、現状国家試験の合格率で測られる傾向があるが、本来学生が身につけるべき資質能力をどのように評価すべきか、検討する必要がある。（中村委員）

※以降これまでの意見を踏まえ課題を整理し、夏頃を目処に議論の経過を質向上・質保証システム部会に報告することを予定。秋以降、具体的論点を引き続き議論する予定。

「知の総和」の向上に向けて

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方
ワーキンググループ（第3回）資料2-3 中村委員
提出資料（抜粋）

- 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか、段階的な学修成果達成と質の評価はまさに医学教育の課題として議論している。
 - 定量的・定性的な学修成果の蓄積と総合的な評価
 - 卒業時アウトカムの達成評価
- 機関別認証評価と分野別医学教育評価が7年おきに実施されることへの負担感が大きく、評価基準も共通することから、2つの評価の調和を目指すことが望ましい。
 - 医学教育評価のこれまでの経験や実績を活かした制度の検討
 - 医学・歯学・薬学・看護学などモデル・コア・カリキュラムを踏まえた上で実施されてきた分野別評価の特性への視点
- 6年制の教育に対しての評価サイクルの検討
- 各大学の優れた取り組みの積極的な公表
- 内部質保証充実のための支援
- 卒業生の実績を蓄積できるような仕組みの検討